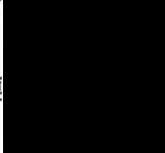
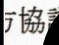

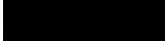
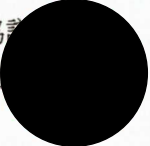


令和3年7月1日

石川労働局長
吉田 研一 様



石川県電気機械器具製造業最低賃金事務局
石川県金沢市西金3丁目3番5号
全日本電機・関連産業
労働組合連  協 
議長  知 

申 出 書

最低賃金法第15条1項の規定により、石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

石川県において、電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。

11,111名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹労働者の範囲

石川県において、電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次にあげる者は除く。

- (1) 18歳未満または65歳以上の者
- (2) 雇い入れ後6か月未満の者であって、技能習得中の者
- (3) 清掃または片付けの業務に主として従事する者

3. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金

4. 申し出の内容

上記3項の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法第15条2項にもとづく最低賃金審議会の決定による。



5. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

$$\frac{\text{賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数}}{\text{1項の基幹的労働者数}} = \frac{4,141 \text{ 名}}{11,111 \text{ 名}} = 37.3\%$$

〔最も低い労働協約の賃金額	= 1,014 円/時間額
〔現在、適用されている法定最低賃金額	= 870 円/時間額

6. 添付書類

- ①労働協約 適用最低賃金
- ②労働協約 適用労働者数
- ③労働協約の写
- ④所定労働時間数および所定労働日数
- ⑤申出合意書および委任状

以 上

令和3年 労働協約 適用最低賃金

(単位：円)

No.	産業分類	労働組合名	時間額	月額
1	E281	石川サンケン労働組合	1,017	160,000
2	E303	P F U労働組合	1,058	164,500
3	E281	加賀東芝エレクトロニクス労働組合	1,029	160,000
4	E281	ジャパンディスプレイ労働組合石川支部	<u>1,056</u> ^{*1}	164,500
5	E29	小松電子労働組合	1,014	165,500
6	E303	富士通 I Tプロダクツ労働組合	1,024	164,500
7	E294	かがつう労働組合	1,026	<u>165,216</u> ^{*2}
		最低金額 (計算値は除く)	1,014	160,000
		最高金額 (計算値は除く)	1,058	165,500
		平均 (7組合単純平均)	1,032	163,459

注：金額は、協定書に記載された金額。平均は、各組合の値の単純平均。最高金額、最低金額は、計算値（下記）は除く。

※1は、最低賃金月額×12か月と年間所定時間（1867.75時間）から算出。

※2は、最低賃金時間額と月間所定時間（161.03時間）から算出。

合意する者の使用者内訳

令和3年 労働協約 適用労働者数

(単位：人)

No.	産業分類	上段：使用者名／下段：労働組合名	適用労働数
1	E281	石川サンケン株式会社 石川サンケン労働組合	1,229
2	E303	株式会社PFU PFU労働組合	953
3	E281	加賀東芝エレクトロニクス株式会社 加賀東芝エレクトロニクス労働組合	714
4	E281	株式会社ジャパンディスプレイ ジャパンディスプレイ労働組合石川支部	390
5	E29	小松電子株式会社 小松電子労働組合	243
6	E303	株式会社富士通ITプロダクツ労働組合 富士通ITプロダクツ労働組合	406
7	E294	かがつう株式会社金沢工場 かがつう労働組合	206
		合 計	4,141